

平成 27 年度からはじまります！

子ども・子育て支援 新制度



幼保連携型認定こども園
の普及により、
幼児期の教育・保育を
総合的に提供します。

こんな
取組みを
進めていきます！



待機児童を解消し、
子育てしやすい、
働きやすい
社会にします。



教育・保育、
地域子育て支援事業について、
量とともに質を
充実させます。

墨田区



新制度に関する
主な問合せ先

- 新制度全般、認定こども園に関する
こと
- 保育の必要性の認定、認可保育所等
の入所手続・利用料金に関すること
- 区立幼稚園の入園手続・利用料金に
関すること
- 私立幼稚園の入園手続・利用料金に
関すること

子育て支援課子育て計画担当
☎5608-6084

子ども課保育園入園係
☎5608-6152

学務課事務担当
☎5608-6303

子ども課保育担当
☎5608-1253

※新制度の詳しい内容は、内
閣府の子ども・子育て支援新
制度ホームページをご覧ください。



ここが
変わる!

1

新制度の全体像:

給付制度の創設と 支援事業の充実の2本立て

全ての子どもが安心して育つことができる社会を目指し、それぞれの家庭や子どもの状況に応じて教育・保育が受けられるように、「子ども・子育て支援給付」を創設するとともに、「地域子ども・子育て支援事業」を充実し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

1 子ども・子育て 支援給付 (小学校就学前までの子が対象)

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型 保育給付

- 小規模保育
- 家庭的保育
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育

※子ども・子育て支給給付として、この他に中学生までの子に対する児童手当もあります。

2 地域子ども・子育て 支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業、
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- 子育て短期支援事業
- ファミリー・サポート・センター事業
(子育て援助活動支援事業)
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ここが
変わる!

2

認定こども園制度の改善

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園がより普及されるよう、新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすくしました。

認定こども園



ポイント

- ①保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも教育・保育を一緒に受けます。
- ②就労状況が変わった場合も、通いなれた園を継続して利用できます。
- ③子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

ここが
変わる!

3

地域子ども・子育て 支援の充実

保護者の状況に関わらず、すべてのお子さん
に必要な支援を充実させます。

地域子育て支援拠点

- 親同士、子ども同士の交流や情報交換ができる「子育てひろば」や各種子育てに関する講座などを行っています。
- 関係機関と連携を図りながら子育て全般に関する相談にお応えします。

- ・ 子育てひろば(両国・文花)
- ・ 区立児童館
- ・ すみだ子どもサロン



利用者支援

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助をしていきます。

【保育コンシェルジュ】

毎週月曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時30分から午後4時まで、墨田区役所1階相談コーナーにおいて保育相談を実施しています。



あなたの認定区分は？

新制度では、施設・事業を利用するために「保育の必要性」の認定申請が必要になります。「保育の必要性」は3つの認定区分に分かれ、この認定区分によって利用できる施設・事業が異なります。

すみだ子育て応援サイトでは、メニューから選ぶだけで認定区分がわかります。

墨田区 支給認定検索 検索



いますぐ
アクセス！
スマホでも！

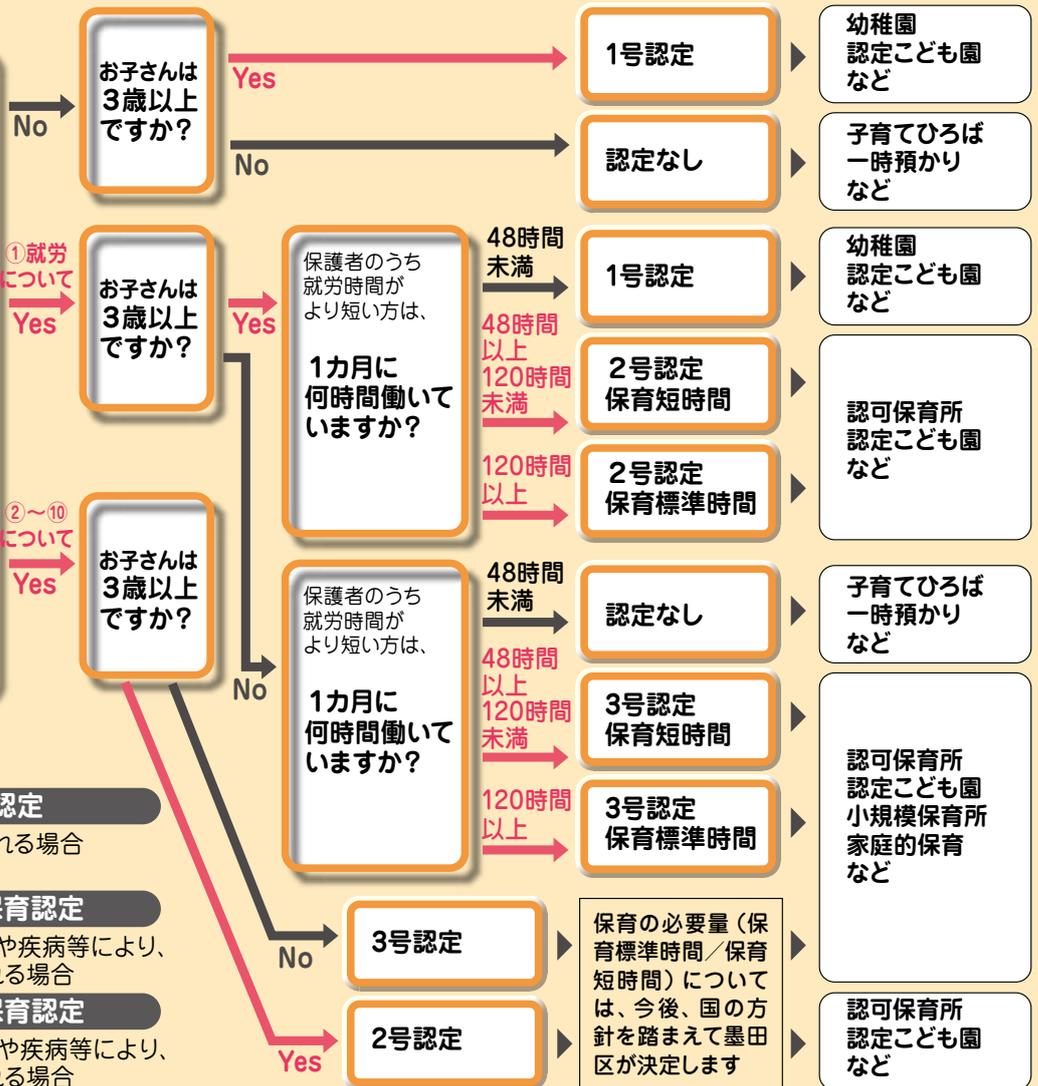
お友達にも
知らせて
ください！

ここからスタート!

小学校就学前の子どもの保護者が、以下のいずれかに当てはまりますか？

保育の必要性の事由

- ① 就労
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居等の親族の介護・看護
- ⑤ 震災等災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 児童虐待、ドメスティックバイオレンス
- ⑨ 育児休業中で子どもが認可保育所等を利用中
- ⑩ その他、区が認める類似理由



■3つの認定区分

- 1号認定 教育標準時間認定**
満3歳以上で、教育を希望される場合
- 2号認定 満3歳以上・保育認定**
満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望される場合
- 3号認定 満3歳未満・保育認定**
満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育所等での保育を希望される場合

※3歳以上のお子さんで保育の必要性の事由に当てはまる場合(2号認定)でも、保護者の希望により、1号認定を受けて幼稚園等を利用できます。

墨田区の幼稚園・保育所等 (平成26年9月1日現在)



- 区立保育所
- 区立保育所 (公設民営)
- 私立保育所
- 認証保育所
- 区立幼稚園
- 私立幼稚園
- ◆ グループ型・施設型小規模保育所等

※この他に、29名の家庭的保育者(保育ママ)が保育を行っています。



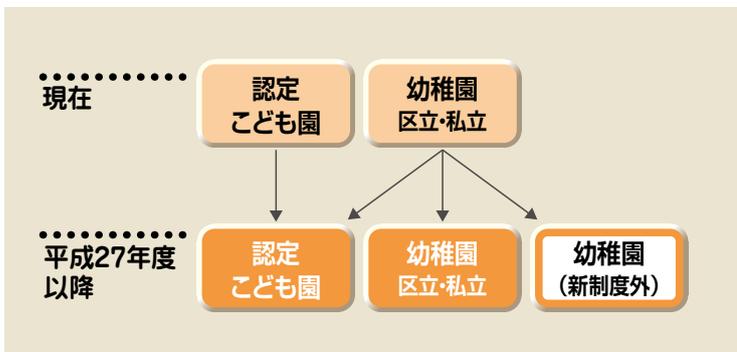
現在、幼稚園等に 通園されている方

Q すでに入園している私たちには 関係ないのでは？

幼稚園等を通じて認定の申請をしていただき、1号認定証を発行します。転園等の際に必要となりますので大切に保管してください。



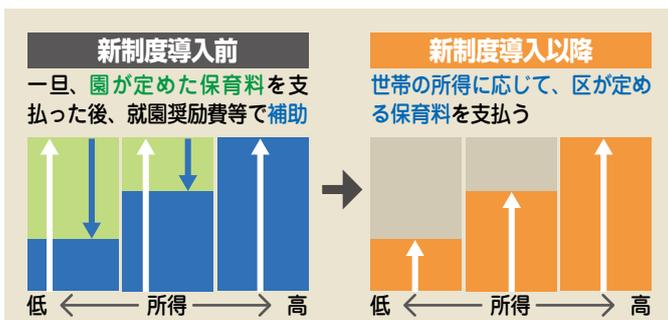
Q 教育する施設（事業）は 変わるの？



認定こども園が新設されたり、幼稚園が認定こども園に移行する場合があります。墨田区立幼稚園は現状のまま新制度に移行する予定ですが、私立幼稚園については新制度に移行する園と現行制度を継続する園があり、今後、各園の判断においていずれかを選択することとなります。私立幼稚園が新制度に移行しない場合も、新制度外の施設として今のままご利用いただけます。

Q 保育料はどうなるの？

新制度に移行する私立幼稚園については、世帯の所得に応じて、区が定める保育料になります。この他に、各園において、実費負担（通園送迎費、給食費など）や上乗せ利用料（教育・保育の質の向上を図るための対価）が生じる場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。新制度に移行しない私立幼稚園については今までどおり園が保育料を定めます（保育料等の補助制度は継続されます）。



なお、区立幼稚園の保育料については、今後、私立幼稚園及び保育所等とのバランスを考慮しながら検討していきます。

Q 他に利用できる支援事業は？

一時預かり

急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

現在、一時預かりは以下で実施しています。

- あおやぎ保育園
- 押上保育園
- 横川さくら保育園
- こひつじ保育園
- わらべみどり保育園
- 両国・なかよし保育園
- 墨田みどり保育園
- 両国子育てひろば保育室
- ベタニヤホームおひさま保育室
- すみだ子どもサロン
- 子育てステーション「こだち」
- 一部の児童館
- すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」
- ファミリー・サポート・センター

在園児の預かり保育は以下で実施しています。

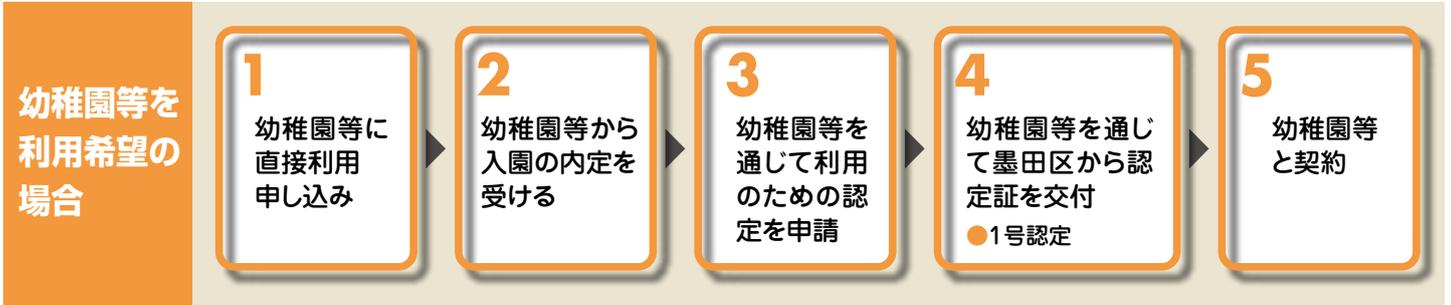
- あさひ幼稚園
- あづま幼稚園
- 言問幼稚園
- 両国幼稚園

これから幼稚園等を 申し込まれる方

Q 幼稚園等を利用するときの 手続きはどのようなもの？

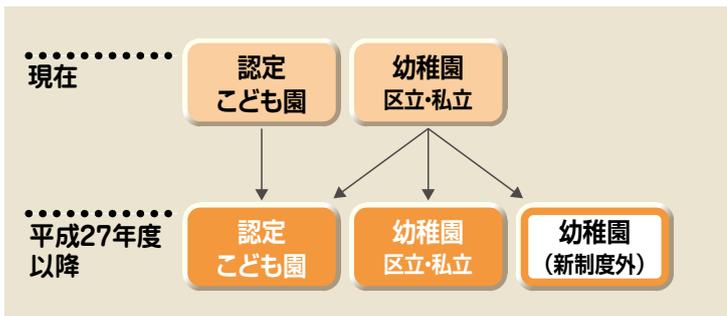
これまでと同じく、希望する園（区立の場合は幼稚園または区）に入園申し込みをしてください。園を通じて1号認定証が発行されます。転園等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

■子ども・子育て支援新制度の利用の流れ



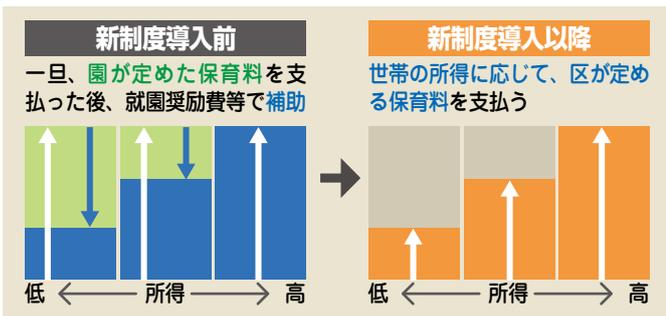
Q 教育する施設（事業）は 変わるの？

認定こども園が新設されたり、幼稚園が認定こども園に移行する場合があります。墨田区立幼稚園は現状のまま新制度に移行する予定ですが、私立幼稚園については新制度に移行する園と現行制度を継続する園があり、今後、各園の判断においていずれかを選択することとなります。私立幼稚園が新制度に移行しない場合も、新制度外の施設として今のままご利用いただけます。



Q 保育料はどのようなもの？

新制度に移行する私立幼稚園については、世帯の所得に応じて、区が定める保育料になります。この他に、各園において、実費負担（通園送迎費、給食費など）や上乗せ利用料（教育・保育の質の向上を図るための対価）が生じる場合があります。詳しくは各園にお問い合わせください。新制度に移行しない私立幼稚園については今までどおり園が保育料を定めます（保育料等の補助制度は継続されます）。



なお、区立幼稚園の保育料については、今後、私立幼稚園及び保育所等とのバランスを考慮しながら検討していきます。

Q 他に利用できる支援事業は？

一時預かり

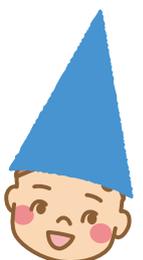
急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

現在、一時預かりは以下で実施しています。

- あおやぎ保育園
- 押上保育園
- 横川さくら保育園
- こひつじ保育園
- わらべみどり保育園
- 両国・なかよし保育園
- 墨田みどり保育園
- 両国子育てひろば保育室
- ベタニヤホームおひさま保育室
- すみだ子どもサロン
- 子育てステーション「こだち」
- 一部の児童館
- すみだ子育て支援ネット「はぐ（Hug）」
- ファミリー・サポート・センター

在園児の預かり保育は以下で実施しています。

- あさひ幼稚園
- あづま幼稚園
- 言問幼稚園
- 両国幼稚園



これから保育所等を 申し込まれる方

■保育の必要量（就労を理由とする利用の場合）

Q 保育を利用するときの 手続きはどうなるの？

基本的な流れは、以下の通りですが、当面は、保育の必要性の認定手続きと利用希望申し込みを同時に墨田区に提出していただきます。（下記1・3）

2号認定
（満3歳以上）

保育標準時間（就労時間：月120時間以上）
フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

保育短時間（就労時間：月48～120時間未満）
パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

3号認定
（満3歳未満）

保育標準時間（就労時間：月120時間以上）
フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

保育短時間（就労時間：月48～120時間未満）
パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

保育所等での 保育を 利用希望の 場合

1

墨田区に「保育の必要性の認定」を申請

2

墨田区から認定証を交付
●2号認定
●3号認定

3

保育所等の利用希望を申し込み

4

申請者の希望、保育所等の状況などにより墨田区が利用調整

5

利用先の決定後、契約

●認可保育所の利用が決定した場合▶利用者との契約

●認定こども園・小規模保育所・家庭的保育の利用が決定した場合▶利用者との契約

Q 保育する施設（事業）は 変わるの？

認定こども園や小規模保育所などが新設されたり、保育所が認定こども園に移行したり、認証保育所が認可保育所等に移行する場合があります。認証保育所が、認可保育所等に移行しない場合も、新制度外の施設として今のままご利用いただけます（保育料の補助制度は継続されます）。

現在

認可保育所
区立・私立

認定
こども園

施設型
小規模保育所

家庭的保育
(グループ型・
保育ママ)

認証保育所
(認可外)

平成27年度
以降

認可保育所
区立・私立

認定
こども園

小規模
保育所

家庭的保育
(保育ママ)

認証保育所
(新制度外)



Q 保育料はどうなるの？

区分の根拠が住民税の額になります。また、新制度による保育の必要性の認定は、保育標準時間と保育短時間に分かります。なお、保育標準時間と保育短時間では保育料が異なります。

現在の保育料（認可保育所）

区分	
A	生活保護世帯
B	所得税・前年度住民税ともに非課税世帯
C	所得税非課税世帯
1～3	前年度住民税所得割の額によって3区分
D	所得税の額によって
1～21	21区分

※施設型小規模保育所は事業者が定めた保育料
※家庭的保育は区が定めた保育料

平成27年度からの保育料

区分(案)	
A	生活保護世帯
B	区市町村住民税非課税世帯
C	区市町村住民税課税世帯
1～3	住民税所得割の額によって3区分
D	住民税所得割の額によって21区分

※新制度においては、利用する保育施設・事業によって保育料が異なることはありません。

他に、病児・病後児保育や延長保育などの支援事業が利用できます

現在、保育所等に 通園されている方

■保育の必要量（就労を理由とする利用の場合）

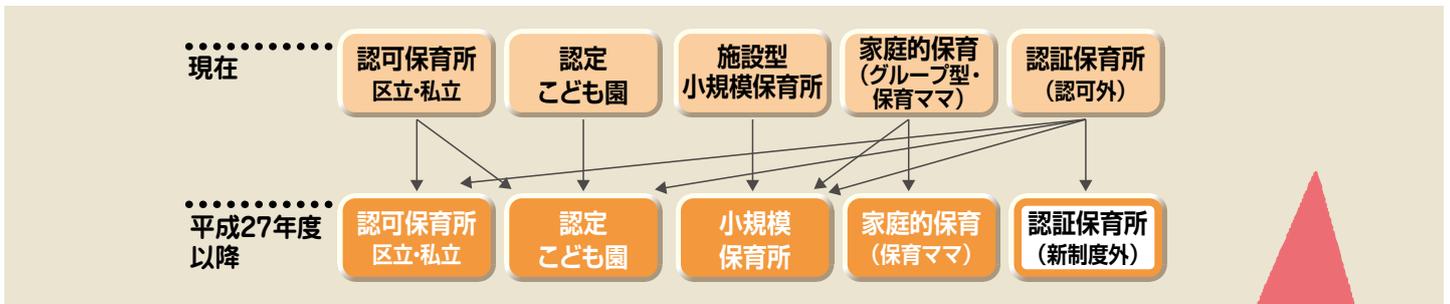
2号認定 (満3歳以上)	保育標準時間(就労時間:月120時間以上) フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
	保育短時間(就労時間:月48~120時間未満) パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)
3号認定 (満3歳未満)	保育標準時間(就労時間:月120時間以上) フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
	保育短時間(就労時間:月48~120時間未満) パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

Q すでに入園している私たち には関係ないのでは？

お子さんの年齢と保護者の就労状況等によって区分された、認定証を発行いたします。転園等の際に必要となりますので大切に保管してください。

Q 保育する施設（事業）は 変わるの？

認定こども園や小規模保育所などが新設されたり、保育所が認定こども園に移行したり、認証保育所が認可保育所等に移行する場合があります。認証保育所が、認可保育所等に移行しない場合も、新制度外の施設として今のままご利用いただけます（保育料の補助制度は継続されます）。



Q 保育料はどうなるの？

区分の根拠が住民税の額になります。また、新制度による保育の必要性の認定は、保育標準時間と保育短時間に分かります。なお、保育標準時間と保育短時間では保育料が異なります。

現在の保育料（認可保育所）

区分	
A	生活保護世帯
B	所得税・前年度住民税ともに非課税世帯
C	所得税非課税世帯
1~3	前年度住民税所得割の額によって3区分
D	所得税の額によって
1~21	21区分

※施設型小規模保育所は事業者が定めた保育料
※家庭的保育は区が定めた保育料

平成27年度からの保育料

区分(案)	
A	生活保護世帯
B	区市町村住民税非課税世帯
C	区市町村住民税課税世帯
1~3	住民税所得割の額によって3区分
D	住民税所得割の額によって
1~21	21区分

※新制度においては、利用する保育施設・事業によって保育料が異なることはありません。

Q 他に利用できる支援事業は？

病児・病後児保育

保育所や幼稚園等に在籍しているお子さんが病気等の回復期にあり、通園できない場合に、下記において、病後児保育を実施しています。

- わらべみどり保育園の病後児保育室
- 墨田区訪問型保育支援事業 『すみだ子育て支援ネット「はく(HUG)」』

延長保育

就労等の理由で通常の保育時間内にお迎えに来る事ができない場合に、満1歳以上のお子さんについて延長保育を実施しています。

なお、延長保育に係る保育料は、通常の保育料とは別に必要となります。